

平成 30 年度アジア・ベトナム進出ハンズオン支援 (神奈川インダストリアルパーク入居支援) 募集要項

KIP は、神奈川県がベトナムに設置した“神奈川インダストリアルパーク”の進出促進のため、県内中小企業のベトナム・ハノイ現地事前調査について支援します。

現地事前調査では、KIP 専門家や職員の同行、企業の要望に応じた個別アレンジを行ない、さらに、渡航費等の一部を助成します。

1 事業内容

① 神奈川インダストリアルパークの視察 (必須)

※以下の内容は必須とします。

- ・工業団地担当者によるブリーフィングやインフラ施設等の視察。
- ・神奈川インダストリアルパーク進出で参考となるジェトロ・土業事務所等の訪問。

対象となる工業団地については、募集案内をご覧ください。

② 視察先の個別アレンジ、KIP 専門家や職員による現地同行。

③ 渡航費用の一部助成。

(現地視察時の車輦代、通訳代は、原則 KIP が負担します。)

※この助成金は、別事業に充当することはできません。

※車両代、通訳代は KIP がアテンドする期間 (最大 4 日程度) とします。

2 助成対象の適用範囲と助成額 (1 社あたり 1 名まで助成)

項目	適用範囲	助成額
渡航費 (航空運賃) *税金等は除く	(日本⇄ベトナム) または (日本以外⇄ベトナム)	・ 60,000 円/人を上限とする。 ・ 60,000 円に満たない場合は実費額を助成する。 * 出発国・帰着国が日本以外の場合の条件も同様。
宿泊代	最大宿泊日数 3 日間 KIP が現地調査等に必要と認めた日数。	一泊 12,000 円 (一律とする)

(※視察先の個別アレンジは、要望に沿えない場合もございますので予めご承知おきください。)

3 応募要件 (以下の要件を全て満たすこと)

(1) 神奈川県内に本社又は製造拠点を有する法人で、応募段階で「神奈川インダストリアルパーク」への進出の目的・必要性が明確であり、ベトナムでの事業継続性が見込まれる状況であるとともに、ベトナム進出に向けた事業計画書の作成に係る支援をすでに KIP 専門家等から受けていること。

(※事業計画書は作成途中段階で構いませんが、作成していない場合、当事業の出発日までに事業計画を作成していること。)

(2) 過去 3 年以上の企業活動実績があること。

(3) 原則として、当事業の出発日である 30 日前までに申請書を提出すること。

- (4) 法人県民税、法人事業税および地方法人特別税の滞納がないこと。
- (5) 助成対象となる現地事前調査の参加者は、同社の役員以上または役員同等の海外事業を担う者であること。
- (6) 過年度または今年度、KIP が実施するベトナム勉強会・ベトナム視察ミッションや FBC ハノイ商談会やメタレックスベトナム等へ KIP 実施事業への参加実績（参加予定）があること、または「新輸出大国コンソーシアム（事務局：ジェトロ）」にエントリーしていること。
- (7) 現地事前調査を、平成 31 年 3 月 15 日までに終了できること。
- (8) 助成対象者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 2 条第 4 号に定める暴力団員等、または法人等が条例第 2 条第 5 号に定める暴力団経営支配法人等でないこと。※必要に応じ、神奈川県警察本部長に対して確認する。
- (9) 助成対象者が、風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する業種、その他、公序良俗の観点から K I P が適当でないと認める業種でないこと。
※交付決定後に助成対象要件を満たさないことが確認された場合は、交付決定を取り消すことがある。

4 募集企業数

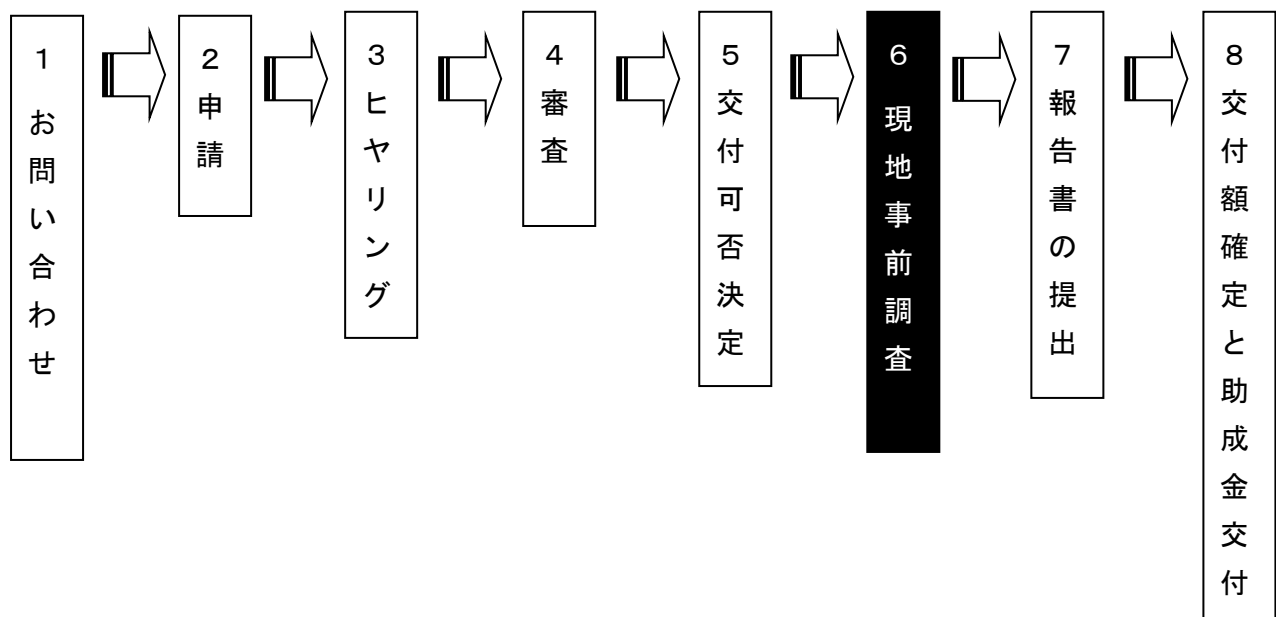
2 社程度（1 社あたり、1 名まで助成）

5 募集期間

平成 31 年 1 月 31 日まで随時募集

*予算額に達した時点で募集を終了する。

6 事前調査・助成金交付までの順序



(1) 申請に必要な書類

「神奈川インダストリアルパーク進出支援申込申請書（様式 1）」に必要事項を記入し、次の書類を添付のうえ KIP 宛に郵送してください。申請書は別途メール等でお送りしますので、KIP 国際課までお問い合わせください。

- ✓ 納税証明書（法人県民税、法人事業税及び地方法人特別税）直近 3 か月以内の原本または領収書写し
- ✓ 履歴事項全部証明書の原本 直近 3 か月以内
- ✓ 直近の決算書 2 期分（貸借対照表及び損益計算書）写し
- ✓ 役員等名簿（様式 2）
- ✓ 会社概要、自社の製品カタログや製品価格表・サービスなど自社事業がわかる資料
- ✓ ベトナム進出に向けた事業計画書（フォーマットは任意）（*作成途中でも構いません。）
- ✓ その他理事長が必要と認める書類

(2) 選定基準について

- ✓ ベトナム進出時に「神奈川インダストリアルパーク」に進出する可能性が高く、ベトナム進出に向けた事業計画書の作成を進めており、ベトナムでの事業継続が見込まれること。
- ✓ ベトナムへの進出に対する積極的な意欲が感じられること。
- ✓ 事前調査の必要性を理解すると共に事前調査の目的が明確であること。

(3) 交付可否の決定

審査の結果を「神奈川インダストリアルパーク進出支援助成金交付(不交付)決定通知書(様式 3)」により申請者に通知します。

※なお、交付決定通知書の交付を受けたものが助成対象要件を満たさないことが確認された場合は、当該交付決定を取り消すことがあります。

(4) 報告書の提出

助成対象者は、本事業が終了した日から 30 日以内に、K I Pに次の書類を提出してください。但し、平成 31 年 3 月に事前調査を実施する場合は、状況に応じて提出日を設定する。

- ✓ 神奈川インダストリアルパーク進出支援助成金報告書兼交付請求書（様式 4）
- ✓ 助成経費等に対する支払証拠資料（渡航費：搭乗券の半券、E チケット等、渡航した際に実際に支払った運賃が確認できるもの）
- ✓ 訪問先報告書（様式 5）（写真等、事前調査に渡航したことが把握できる資料）

(5) 交付額の決定と助成金交付

報告書等に基づき最終的な交付額を確定し、助成対象者に対し、「神奈川インダストリアルパーク進出支援助成金交付額確定通知書（様式 6）」により通知します。確定した助成額を助成対象者に支給します。

(6) その他

助成対象者は、申請内容を変更、または助成交付を辞退しようとするときは、「神奈川インダストリアルパーク進出支援申込申請内容変更・辞退届（様式 7）」により、KIP に通知してください。

<お問い合わせ・申込先>

公益財団法人神奈川産業振興センター 事業部 国際課

〒231-0015 横浜市中区尾上町 5-80 神奈川中小企業センタービル 5 階

TEL 045-633-5126 FAX 045-633-5064 E-mail : kokusai@kipc.or.jp